手声第二二一

2017年1月26日 No.37

事務局:一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部:委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

法制定検討グループ: 久松三二 (事務局長兼)・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ: 小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀

条例・ネットワーク支援グループ:長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

【続報】全日本ろうあ連盟発祥の地 群馬県渋川市で手話言語条例成立

前号でご紹介しましたように、2016年12月12日、群馬 県渋川市で手話言語条例が成立しました。

この日、議会を傍聴した連盟理事の倉野からコメントが 届きましたので、ご紹介します。

「全日本ろうあ連盟発祥の地である、群馬県渋川市で手話言語条例が採択されるということで、すぐに傍聴へ駆けつけることができました。思えば、連盟記念碑建立や『段また段を成して』ドキュメンタリー映画製作、そして条例採択と本当に縁がありますね。

条例の前文には、戦後の混乱期に全国のろう者が伊香保に集結し、連盟を結成したことが後のろう者の人権回復運動の礎として永遠に語り継がれ、全国のろう者の拠りどころになっていることが記されています。そして「手話はろう者のいのち」という文言が第2条(手話の意義)に入っています。これには本当に感動しました。

条例における施策にも、学校や医療機関、災害時の対応、 観光旅行者への支援等、さまざまな場面で、手話が使える 環境を整えようとしています。

市役所を出て、70年前に集結した先輩方はこんな時代が来ることは予想できていただろうかと、先輩方の苦労や引き継がれたろう運動の大切さに思いを馳せ、感慨に浸りました。」



渋川市の阿久津貞司市長 (前列中央) ととも





愛媛県で学習会 開催

2017年1月15日、愛媛県松山市の愛媛県視聴覚福祉センターで愛媛県聴覚障害者協会、愛媛県手話通訳問題研究会、愛媛県手話サークル連絡協議会による三団体学習会が行われました。

午前の部では、連盟理事の大竹が講師を務め「手話言語 条例を学ぼう」というテーマで講演会を行いました。

午後の部では、グループに分かれ「手話言語条例を考える」というテーマで討論会を行いました。

学習会に参加した方々からは、「「情報・コミュニケーション法」と「手話言語法」の違いがわかった。」「最近の活発な動向を教えていただけて良かった。また大阪府の取り組みを詳しくお話しいただきとても参考になった。」「サークルで聞けない事、学べない事を少しでも知ることができて、とても良かったです」などの声がありました。



会場の様子

各地で条例成立 条例制定自治体73ヵ所に

京都府向日市

2016年12月19日、向日市議会で「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」が可決しました。

条例の前文には、日本で初の耳の聞こえない子どもたちの教育機関「京都盲唖院」の事や、手話とろう者の歴史が表記されています。

市は、手話に対する理解の促進・普及や、手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりに関する施策などを策定し、実施する予定です。

2017年3月3日施行です。



向日市の安田守市長(前列占から7番目)と共に

兵庫県姫路市

2016年12月19日、姫路市議会で「姫路市手話言語条例」 が可決しました。

手話を使用しやすい環境を構築し、障害者の社会的障壁の除去に寄与することにより、全ての市民が障害の有無に関わらず尊重し合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目的としています。

2017年4月1日施行です



姫路市の石見利勝市長(前列中央)と共に

おうみはちまんし 滋賀県近江八幡市

2016年12月20日、近江八幡市議会で「近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例」が可決されました。滋賀県内では初の条例制定となります。

前文には、「自由に手話を使える環境の整備や、福祉分野に限らず、教育、医療、労働等あらゆる分野で手話による 意思疎通と情報提供を保障する」と明記されています。

2017年1月1日施行です。



近江八幡市の富士谷英正市長(前列右から6番目)と共に

大阪府堺市

2016年12月20日、堺市議会で「堺市手話言語の普及及 び障害者コミュニケーション手段の利用を促進する条例」 が可決されました。

堺市は今後、手話及び字幕付きの市長の記者会見動画の 配信や、市職員を対象とした手話講習会の開催、啓発用パ ンフレットの作成を予定しています。

2017年4月1日施行です。



堺市役所21F展望ロビーで記念撮影

大阪府熊取町

2016年12月20日、熊取町議会で『熊取町「手話言語条例」。が可決されました。

手話を必要とするすべての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、また、コミュニケーションを図ることができる地域社会を目指していくこととしています。2017年1月1日施行です。



熊取町議会で記念撮影

兵庫県宝塚市

2016年12月20日、宝塚市議会で「宝塚市手話言語条例」可決されました。

前文には、「全ての市民が心豊かに共に生きる地域社会を 実現していくためには、市民が相互に人格と個性を尊重す るとともに、市、市民及び事業者全てが言語を含めた市民 の中にある多様性を理解することが大切」と記載されてい ます。

可決日と同じく12月20日施行です。



宝塚市役所前で記念撮影

兵庫県三田市

2016年12月20日、三田市議会で「三田市みんなの手話言語条例」が可決されました。

手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解、普及、手話を使用しやすい環境を整備し、全ての市民が心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

2017年4月1日施行です



三田市の森哲男市長(前列中央)とともに

兵庫県西脇市

2016年12月20日、西脇市議会で「西脇市手話言語条例」が可決されました。

前文には、「ろう者が地域や職場で孤立することなく安心 して生活するために手話を使いやすい環境整備が必要」と 表記されています。

2017年4月1日施行です。



西脇市議会前で記念撮影

兵庫県芦屋市

2016年12月22日、芦屋市で「芦屋市みんなの心がつながる手話言語条例」が可決されました。

手話は、耳が聞こえない、聞こえづらいろう者が、手指や

体の動き、表情を使って意思を伝え合う言語として 大切に育まれてきたもの とあり、社会生活のあらゆる場面で手話による意思 疎通が保障される環境が 必要と表記されています。



2017 年4月1日施行

芦屋市の山中健市長(前列右から3番目)と共に

※次号でも引き続き、条例制定自治体をご紹介いたします。